

○茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要項 新旧対照表

新	旧
茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要項 (趣旨) 第1条 茨城県知事(以下「知事」という。)は、茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金について、「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」(令和7年12月22日付け老発1222第2号厚生労働省老健局長通知。)、<u>「令和7年度介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業)交付要綱」(令和7年12月22日付け厚生労働省発老1222第3号厚生労働事務次官通知。)、</u><u>「令和8年度(令和7年度からの繰越分)介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」(令和8年3月27日付け老発0327第2号厚生労働省老健局長通知。)</u>及び「令和8年度(令和7年度からの繰越分)介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業)交付要綱」(令和8年3月27日付け厚生労働省発老0327第2号厚生労働事務次官通知。)に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。 第2条～第6条(略) (補助金の交付決定) 第7条 知事は、前条による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その決定の	茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要項 (趣旨) 第1条 茨城県知事(以下「知事」という。)は、茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金について、「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」(令和7年12月22日付け老発1222第2号厚生労働省老健局長通知。)<u>及び</u><u>「令和7年度介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業)交付要綱」(令和7年12月22日付け厚生労働省発老1222第3号厚生労働事務次官通知。)</u> _____に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。 第2条～第6条(略) (補助金の交付決定) 第7条 知事は、前条による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その決定の

内容を申請者に通知する。

2 知事は、前条の補助申請額の合計額が予算額を超える場合には、予算残額を補助申請額の割合で按分することにより、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

3 交付決定後において、予算の追加措置その他の理由により、本補助金に係る予算額に増額が生じた場合は、知事は補助事業者からの申請によらず、予算の範囲内で交付決定額を増額変更することができる。

4 知事は、前項の規定により交付決定額を変更したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

第8条～第14条（略）

附 則

この要項は、令和8年2月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年7月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年7月29日から施行する。

内容を申請者に通知する。

2 知事は、前条の補助申請額の合計額が予算額を超える場合には、予算残額を補助申請額の割合で按分することにより、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

第8条～第14条（略）

附 則

この要項は、令和8年2月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年7月6日から施行する。